

議案第 89 号

小野加東加西環境施設事務組合同規約の一部変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 2 項の規定により、小野加東加西環境施設事務組合同規約を別紙のとおり変更することについて協議するため、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 1 日提出

加西市長 高橋 晴彦

小野加東加西環境施設事務組合同規約の一部を改正する規約

小野加東加西環境施設事務組合同規約（昭和62年兵庫県指令地第36号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「補助金」を「補助金及び交付税措置額」に改める。

第8条に次の2項を加える。

2 小野クリーンセンターに代わる新クリーンセンター建設に係る経費は、前項の規定にかかわらず、補助金及び交付税措置額を除き、次の方法により関係市に分賦する。

- (1) 所要金額の10分の3を均等に分賦する。
- (2) 所要金額の10分の2を最近の国勢調査時の人口にあん分して分賦する。
- (3) 所要金額の10分の5を最近の年間ごみ搬入実績にあん分して分賦する。

3 新クリーンセンター稼働後、引き続き実施される小野クリーンセンター解体撤去に係る経費は、前2項の規定にかかわらず、小野クリーンセンター稼働時からの関係市の累積ごみ搬入実績にあん分して分賦する。

第9条に次の1項を加える。

3 前項の規定は、小野クリーンセンター運営に係る経費に適用し、新クリーンセンター稼働後における組合の経費は、次の方法により関係市に分賦する。

- (1) 所要金額の10分の3を均等に分賦する。
- (2) 所要金額の10分の2を最近の国勢調査時の人口にあん分して分賦する。
- (3) 所要金額の10分の5を最近の年間ごみ搬入実績にあん分して分賦する。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

(審議資料)

小野市、加東市及び加西市が組織する小野加東加西環境施設事務組合において、新クリーンセンターの建設、運営及び現在の小野クリーンセンターの解体撤去に関する組合経費に係る関係市の負担金分賦方法を定めることについて、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるもの。